

## 犬山市居住誘導区域定住促進奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少社会に対応した持続可能かつコンパクトなまちづくりを推進することで、人口密度を維持し、医療、福祉、商業施設等の生活に不可欠な施設の維持及び活性化を図るため、子育て世帯が市街地で居住用住宅を取得する経費に対し、予算の範囲内において交付する犬山市居住誘導区域定住促進奨励金（以下「奨励金」という。）について、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定による犬山市立地適正化計画に定める同条第2項第2号に規定する居住誘導区域をいう。
- (2) 居住 現に居住し、居住用住宅の所在地に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民登録を行っていることをいう。
- (3) 居住用住宅 延べ床面積が50平方メートル以上であり、かつ、自己の居住の用に供するために建築された住宅で建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）の項第1号から第3号までに掲げる建築物に該当するものをいう。
- (4) 取得 不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づき、所有権の登記を行うことをいう。
- (5) 子 出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (6) 子育て世帯 子が居住している世帯をいう。
- (7) 多子世帯 子育て世帯のうち、子が3人以上あり、かつ、第3

子以降が中学生以下の世帯をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 第5条第1項の申請の日（以下「申請日」という。）において子育て世帯に属する者であること。
- (2) 居住誘導区域内の土地を売買により取得し、当該土地を取得した日から3年以内に居住用住宅を取得していること。
- (3) 居住する直前の住所が居住誘導区域外であること。
- (4) 第6条第1項の交付決定を受けた日から3年以上継続して居住用住宅を所有し、かつ、居住すること。
- (5) 居住用住宅に居住している者全員が、犬山市税条例（昭和29年条例第17号）第3条に規定する市税及び犬山市国民健康保険条例（昭和36年条例第19号）第7条に規定する国民健康保険税を滞納していないこと。
- (6) 居住用住宅に居住している者全員が、犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 居住用住宅の所有者（居住用住宅を共有する者がある場合にあっては、当該者を含む。以下同じ。）が、過去に奨励金の交付を受けていないこと。
- (8) 居住用住宅の所有者が、過去に犬山市ふるさと定住促進サポート事業補助金交付要綱（平成27年要綱第51号）、犬山市働きて定住促進サポート事業補助金交付要綱（平成28年要綱第83号）又は犬山市住宅リフォーム補助金交付要綱（平成30年要綱第56号）による補助金の交付を受けていないこと。

2 居住用住宅の所有者が複数ある場合にあっては、そのいずれか1人を奨励金の交付対象とするものとする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、5万円とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、5万円（当該各号のいずれにも該当する場合にあっては、10万円）を加算するものとする。

- (1) 申請日において多子世帯の場合
- (2) 居住用住宅の浸水対策として次のア又はイのいずれかに該当する場合

ア 取得した土地に既に存在する居住用住宅に係る敷地の区域において、想定し得る最大規模の降雨による洪水に係る浸水で、その想定される水深が0.5メートル以上となる場合（国又は地方公共団体が公開している浸水想定区域に該当する場合に限る。以下同じ。）に、当該居住用住宅の床面の高さを浸水が想定されない高さまでかさ上げする工事を実施した場合

イ 居住用住宅に係る敷地の接する道路（建築基準法第43条第1項に規定する道路をいう。）の区域において、想定し得る最大規模の降雨による洪水に係る浸水で、その想定される水深が0.5メートル以上となる場合において、当該居住用住宅に係る敷地の地盤面の高さを浸水が想定されない高さまで盛土する工事を実施した場合

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、居住用住宅を取得した日から起算して3年を経過する日までに犬山市居住誘導区域定住促進奨励金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 居住用住宅に居住している者全員の住民票の写し（発行から3月以内かつ最新のものに限る。）
- (2) 建築基準法第6条第4項の規定による確認済証の写し又は同法第7条第5項の規定による検査済証の写し（これらの書類を提出することが困難な場合にあっては、市長が当該書類に準ずると認める書類）

- (3) 居住用住宅に係る土地及び建物登記の全部事項証明書の写し  
(発行から3月以内かつ最新のものに限る。)
- (4) 前条第2号に該当して同条ただし書の規定による加算を受ける  
場合にあっては、同号ア又はイの工事を実施したことが確認でき  
る平面図、断面図等の工事図面の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請の受付期間は、各会計年度の4月1日から翌年2月末日（その日が犬山市の休日をも定める条例（平成元年条例第34号）第1条第1項に規定する市の休日（以下単に「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）までとする。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、犬山市居住誘導区域定住促進奨励金交付決定通知書（様式第2）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において、奨励金を交付することが適当でないとき、速やかに犬山市居住誘導区域定住促進奨励金不交付決定通知書（様式第3）により前条第1項の申請をした者に通知するものとする。

（奨励金の請求及び交付）

第7条 前条第1項の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る通知を受けた日から起算して30日を経過する日までに犬山市居住誘導区域定住促進奨励金交付請求書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき、奨励金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により交付決定又は交付を受けた

とき。

- (2) 交付決定者が前条第1項の請求を行わないとき。
- (3) この要綱、関係規則及び関係法令に違反したとき。
- (4) 前3号に類するもので、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、犬山市居住誘導区域定住促進奨励金取消決定通知書（様式第5）により当該取消しを受けた者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第9条 前条第2項の通知を受けた者は、既に奨励金の交付を受けている場合には、市長が定める期日までに、当該奨励金を返還しなければならない。ただし、市長が特に返還の必要がないと認めるときは、この限りでない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 (第 5 条関係)

年 月 日

犬山市長

申請者 住所  
氏名  
(電話番号 )

犬山市居住誘導区域定住促進奨励金交付申請書

私は、犬山市居住誘導区域定住促進奨励金の交付対象者に該当するため、犬山市居住誘導区域定住促進奨励金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

また、私は、下記 3 の事項について、犬山市が私及び世帯構成員について調査、照会を実施することに同意します。

なお、この調査にあたり、私が属する世帯構成員の同意も得ています。

1. 居住用住宅の所在地

犬山市
-----

2. 申請金額

円
---

内訳 (加算に該当する場合は「✓」をつけてください。)

基本額		円
加算	<input type="checkbox"/> 申請日において多子世帯	円
	<input type="checkbox"/> 浸水対策工事を実施した	円

3. 同意事項

- (1) 住民基本台帳法の規定に基づく住民登録の調査に関する事
- (2) 市税等の納付状況の調査に関する事
- (3) その他交付要件の確認に必要な公簿等の調査に関する事
- (4) 暴力団員でないことを確認するために行う警察への調査、照会に関する事

様式第2（第6条関係）

指令第 号  
年 月 日

様

犬山市長

㊟

犬山市居住誘導区域定住促進奨励金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった犬山市居住誘導区域定住促進奨励金の交付申請について、次のとおり交付することを決定したので、犬山市居住誘導区域定住促進奨励金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

奨励金の名称	犬山市居住誘導区域定住促進奨励金
交付決定額	円

様式第3（第6条関係）

指令第 号  
年 月 日

様

犬山市長

㊟

犬山市居住誘導区域定住促進奨励金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった犬山市居住誘導区域定住促進奨励金交付申請について、次のとおり交付しないことに決定しましたので、犬山市居住誘導区域定住促進奨励金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

奨励金の名称	犬山市居住誘導区域定住促進奨励金
理由	

様式第4（第7条関係）

年 月 日

犬山市長

請求者 住所  
氏名  
(電話番号 )

犬山市居住誘導区域定住促進奨励金交付請求書

犬山市居住誘導区域定住促進奨励金の交付を次のとおり請求します。

奨励金の名称	犬山市居住誘導区域定住促進奨励金						
請求金額※			万	千	百	十	円
交付決定 指令番号	年	月	日	指令第	号		

※請求金額の頭に「金」と記入してください。

振込先口座

金融機関	銀行 金庫 農協		本店 支店 出張所
種別	普通・当座 その他( )	口座番号	
口座 名義人	(フリガナ)		

様式第5（第8条関係）

指令第 号  
年 月 日

様

犬山市長

㊟

犬山市居住誘導区域定住促進奨励金取消決定通知書

年 月 日付け 指令第 号で通知した犬山市居住誘導区域定住促進奨励金の交付決定の（全部・一部）を取り消したので、犬山市居住誘導区域定住促進奨励金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

奨励金の名称	犬山市居住誘導区域定住促進奨励金
取消後の交付決定額	円
取消の理由	